

令和元年度
(第1回)

能美市都市計画審議会

議事録

日時 令和元年7月17日(水)
14時00分～15時10分

場所 能美市役所本庁舎 地下会議室A

●司 会

皆様、お疲れ様です。本日は、お忙しい中、ご出席賜りまして、誠に有難うございます。司会を務めます、都市計画課の南でございます。よろしくお願いいたします。

只今より、令和元年度 第1回 能美市都市計画審議会を開催致します。

開催にあたりまして、井出市長よりご挨拶を申し上げます。

●市 長

本日はお忙しい中、本審議会にご足労いただき、誠にありがとうございます。

この度、委員の任期満了に伴いまして、3名の方に新たな委員として加わっていただきました。ご協力に感謝申し上げます。

本市にまつわる出来事として、全国住みよさランキングにおいて能美市が8位に選ばれました。トップ10には1位に白山市、3位に野々市市がランクインしています。

今後は、豊かな田園環境の保全や治水対策、地下水の確保、限られた土地の有効活用などの取り組みが特に必要となってくるものと考えています。

土地については、市内工業団地が完売となっており、また住宅地が不足しているということも聞いています。

これらのいくつかについては、本日の議題にも関わっているようですので、委員の皆様には忌憚のないご意見を、よろしくお願いいたします。

●司 会

本日の審議会の出席委員数は、現在11名であり、まだ2名の委員がお見えになっておりませんが、能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数を超過しておりますので、審議会は成立致しております。

ここで、任期が改まったことから改めて委員の方々をご紹介します。

能美市農業委員会会長 又村 一夫 様でございます。

能美市商工会会長 本 裕一 様でございます。

金沢工業大学名誉教授 森 俊偉 様でございます。

北陸先端科学技術大学院大学教授 山本 外茂男 様でございます。

能美市議会議長 南山 修一 様でございます。

能美市議会産業経済常任委員長 米田 敏勝 様でございますが、

本日は都合により欠席されています。

石川県南加賀土木総合事務所長 藤本 康司 様でございますが、

本日は公務のため、能登次長がお見えになっています。

石川県南加賀農林総合事務所長 米田 保宏 様でございます。

石川県南加賀保健福祉センター所長 沼田 直子 様でございますが、

現在到着が遅れているようです。 ※欠席
能美市町会連合会会長 池田 秀一 様でございます。
たけもと農場 竹本 敏晴 様でございます。
能美市婦人団体協議会副会長 谷田 好子 様でございます。
能美市教育委員会委員 畑中 美千代 様でございますが、
現在到着が遅れているようです。 ※欠席
社会福祉法人石川サニーメイト理事長 中村 純子 様でございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

土木部部长 喜多 です。

土木部都市計画課主査 瀬川 です。

同じく土木都市計画課主事 佐賀 です。

改めまして、都市計画課 南 です。

また、本日の議題に関連する部署から担当者2名をお呼びしています。

産業交流部商工課企業誘致推進室室長 杉浦 です。

同じく商工課企業誘致推進室主任 川端 です。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様の任期につきましては、令和4年1月31日までとなっております。よろしくお願いいたします。

さて、当審議会においては、能美市都市計画審議会条例第4条により、会長を置くことが定められています。

また、会長は、同第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の互選により定めることとなっております。

今回、改めて会長の互選となるわけですが、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

(事務局一任の声)

それでは、事務局からのご提案になりますが、これまで会長をお願いしてまいりました、又村 一夫 様をお願いするということで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、又村委員に会長をお願いしたいと思います。

又村会長には議長席へお進み頂きまして、一言ご挨拶をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

●会 長

ただ今、皆様方に選任いただきました又村でございます。職務をまっとうできるよ、全力を尽くしたいと思ひますので、委員の皆様方におかれましても、本審議会の運営及び審議に対して、よろしくご協力をお願い申し上げます。

●司 会

次に、会長の職務代理者であります、これは、能美市都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長が指名することとなっておりますので、会長から指名をお願いします。

●会 長

それでは、森委員を指名いたします。

●司 会

それでは、森委員に会長職務代理をお願いしたいと思ひます。
森委員、よろしくお願ひいたします。

運営要領により会長が会議の議長となります。

又村会長、よろしくお願ひいたします。

●会 長

それでは、議事の進行に努めます。

まず、議事録署名者を指名いたします。

議事録署名者は 竹本委員 と 畑中委員 にお願ひ致します。

※畑中委員→谷田委員に変更

初めに本日の審議会に上程されました案件について、喜多土木部長よりご説明願ひます。

●部 長

本日、皆様にお諮りします案件は、お手元の議案書のとおり審議議案5件であり、事務局よりご説明申し上げます。

また、議案審議の後に、現在見直し作業を進めております「能美市都市計画マスタープラン」について、事務局よりご説明申し上げます。

なお、本日の会議につきましては1時間程度を目安としておりますので、慎重な審議とご協力をよろしく申し上げます。

●会 長

それでは、議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

まず議案第1号から第4号について、これら4件は関連がありますので、合わせてご説明いたします。

ご存知の方もおいでるかと思いますが、現在計画中の福島産業団地の整備に伴う、土地利用に関する変更・決定です。能美市が決定権者となります。

対象となる箇所はこちらの能美市福島町地内になります。市道：根上国道線（4車線）と主要地方道金沢美川小松線（加賀海浜産業道路）の交差部に位置しています。

能美根上スマートICや国道8号からのアクセスも容易であり、交通利便性の非常に高い場所ということで、新たな産業団地を整備する上での適地と考えています。

対象箇所を航空写真で見ると、このような状況となっています。ご覧いただければお分かりになると思いますが、ほぼ農地となっています。

今回、新規に用途地域を指定するエリアには、現在、田園地域の集落の活力維持を目的として、特定の建築物や工作物の用途を制限する「特定用途制限地域（田園地域）」が指定されています。

しかし、この田園地域においては、産業団地に立地させたい工場等を建築することができないため、特定用途制限地域を削除し、新たに用途地域を指定し、進出する企業の業態の適正な誘導を図ります。

また、用途地域の指定に加え、産業団地としての良好な景観や環境を維持創出するため、特別用途地区および地区計画を指定し、建築物等のよりきめ細かな規制・誘導を図ります。

詳細についてはこれから個別に説明します。

まず、議案第1号の「用途地域の変更」についてです。

主要地方道金沢美川小松線の沿線には「準工業地域」を、その東側には「工業地域」を指定します。指定する面積は準工業地域が約11ha、工業地域が約13haで、合計約24haになります。どちらの用途地域もいわゆる工業系だけでなく、幅広い業種の建築物の立地を可能としています。

今回整備する産業団地では、工業系の業種だけではなく、コンビニ等の小売業や飲食店などの立地も可能としていることから、団地内での業種の住み分けを図るため、2種類の用途地域に分けて指定します。

区域の東側には「工業地域」を指定し、主に工業系の施設の誘導を図ります。一方、県道沿いには「準工業地域」を指定し、工業系に加えて小売業や飲食店などの施設の誘導を図るものです。

以上が議案第1号「用途地域の変更」の説明になります。

次に、議案第2号の「特定用途制限地域の変更」についてです。

新規に用途地域を指定することに伴い、これまで指定していた特定用途制限地域を削除することになります。用途地域の指定面積と同じく約24haが削除されます。

以上が議案第2号「特定用途制限地域の変更」の説明になります。

次に、議案第3号の「特別用途地区の変更」についてです。

用途地域の新規指定に合わせて、同エリアに「特別用途地区」を追加指定します。

特別用途地区とは、ある特定の地区において、その地区の特性を活かした土地利用の規制や誘導を図るため、用途地域で定められた建物用途の規制を補完して定める制度です。

分かりやすく言うと、例えば、用途地域の規制では住宅の立地が可能であるところを、この制度を設けることによって立地が出来ないようにする、ということです。

能美市には5種類の特別用途地区がありますが、当該エリアが目指す土地利用の条件を満たす内容のものがないため、今回「第六種」「第七種」「第八種」を新たに追加するものです。

「第六種」は用途地域の「工業地域」のエリアを対象とし、工業系に特化した土地利用を図ります。

「第七種」「第八種」は「準工業地域」のうち県道の東側を「第七種」、西側を「第八種」とし、工業系に加えて小売業や飲食店の立地も可能とします。

また、西側に隣接する住宅地の生活環境への配慮から、「第八種」においては立地可能な工業系の用途をより厳しく規制しています。

より詳細な内容はこちらになります。

まとめますと、住宅や風俗遊戯施設、葬儀場などについては共通して立地を規制します。

店舗の立地については県道の沿線では許容し、工業地域では規制します。

工業系の建築物については、住宅地に近づくほど、規制が厳しくなります。

以上が議案第3号「特別用途地区の変更」の説明になります。

次に、議案第4号の「地区計画の決定」についてです。

地区計画とは、良好な市街地などの形成・保全を図るために、その地区の特性に応じて、建築物の用途や高さ、壁面の位置、敷地の最低限度、敷地内の緑化などについて、きめ細かく規制・誘導するまちづくりの計画です。

先程説明しました「特別用途地区」のエリアに合わせて、東側から「産業ゾーン」「沿道サービスゾーンA」「沿道サービスゾーンB」を位置付け、それぞれ異なる内容のルールを設定します。

敷地面積については、敷地を細分化しようとする際の最低限度を設けます。産業ゾーンについては工業系の用途であることから、大きめの面積とし、住宅地に近づくにつれ面積を小さくしています。

建築物の高さについても、住宅地への配慮から、住宅地に近いほど規制を厳しくしています。

共通事項としては、隣接する道路からの壁面位置の後退距離、建築物の意匠、敷地内での緑化の促進などを設定し、統一感のある良好な景観、環境の創出・維持を図ります。

以上が議案第4号「地区計画の決定」の説明になります。

これで議案第1号から第4号についてのご説明を終わります。

なお、本案件について、6月17日から2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

●会 長

只今、説明のありました議案第1号から第4号について、ご意見・ご質問がありましたらご発言願います。

●森委員

用途地域の指定について、金沢美川小松線から、準工業地域と工業地域の境までの距離はどのくらいですか。

●事務局

金沢美川小松線から、100mの距離で設定しています。

●池田委員

特別用途地区の指定について、同じ準工業地域内に指定する第七種と第八種の違いがよく分かりません。

●事務局

説明用スライドの規制内容の一覧表をご覧ください。第七種では幼稚園や保育所、老人ホーム、老人福祉センターといった用途の建築を規制しています。また、工場の建築につきましては、第七種より第八種の方が規制を厳しくしています。

お手元の議案書には一覧表を添付しておらず申し訳ありません。

●山本委員

既存の第一種低層住居専用地域と第八種の間には道路が通っているのですか。

●事務局

道路ではなく、一級河川の西川が流れております。

●森委員

議案に対して異議はありませんが、一言だけ伝えさせてください。

福島産業団地が整備されることによって、周辺は生活の拠点を担うことになると思います。準工業地域は比較的何でも建築できる用途地域です。整備に当たっては、地元と十分な調整を図ってください。

●会 長

ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。

ほかにないようですので、議案について採決を行います。

それでは、議案第1号から第4号について、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

それでは、次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第5号「能美都市計画 地区計画の変更」についてご説明いたします。

今回の変更は、地区計画で引用している法律に改正が生じたため、整合を取る目的

で実施するものであり、規制内容などを変更するものではありません。

簡単に概要をご説明します。

都市緑地法の一部を改正する法律が施行され、用途地域に新たに「田園住居地域」が創設されました。

田園住居地域とは、主に大都市近郊での宅地需要が落ち着いたことや、都市近郊農業が再認識されるなどの背景があり、住宅と農地が調和した良好な居住環境と営農環境を保護するために定められた地域です。

この田園住居地域が追加されたことで、「建築基準法別表第二」に項ずれが生じたため、改正箇所を引用している「浜町・道林町工業団地」、「吉原釜屋町工業団地」、「吉原釜屋町産業団地」の3つの地区計画において変更の必要が生じました。

建築基準法別表第二では、各種用途地域内において制限される建築物を定めています。この別表第二に田園住居地域が追加されたため、(る)項だった「工業地域内」が(を)項に、(を)項だった「工業専用地域内」が(わ)項にと、ずれが生じました。

そのため、引用している地区計画の整合を取るために変更いたします。

以上で、議案第5号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましても、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

●会 長

只今、説明のありました議案第5号について、ご意見・ご質問がありましたらご発言願います。

●会 長

議題とは直接関係しませんが、工業団地と産業団地の名称の違いは何でしょうか。

●事務局

工業団地は、主に工業系の立地を想定したもので、産業団地は、工業系以外のより幅広い業種の立地も想定したものと、考えています。

●会 長

ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。

ほかにないようですので、議案について採決を行います。

それでは、議案第5号について、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。
慎重審議、ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日子定の議案審議は終了いたしましたので、議長の任を解か
せていただきます。ご協力ありがとうございました。

●司 会

ありがとうございました。それでは、ここで能美市都市計画マスタープランの見直
しについて、担当よりご説明申し上げます。

●事務局

能美市都市計画マスタープランについて説明 (別紙資料参照)

【要点】

- ・能美市都市計画マスタープラン見直しの概要
策定後約10年経過、社会情勢等の変化、市総合計画の改定を契機とし、
現状に見合った内容に見直すもの
- ・策定スケジュール
パブリックコメントを実施し、9月末の策定・公表を予定
- ・見直しに当たってのポイント
- ・主な変更点 (新たな取り組み)
- ・「計画の実現方策」を新たに位置付ける

●司 会

只今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらご発言願います。

●竹本委員

能美市に関わる主な社会情勢等の変化について、第1次能美市総合計画や現行の能
美市都市計画マスタープランに基づいてこれだけの成果が生まれたのだと思います。

記載されている項目のボリュームをもっと多くしてメリハリを付け、市民のみなさ
んに合併して良かったと意識の変化をもたらすために成果を強調してはいかがでし
ょうか。

●森委員

マスタープランの策定委員会の委員も務めていますので、その立場で思ったことを伝えたいと思います。

事務局には時間を掛けてこまめに作業をしてもらい、良いものが出来たと思っています。特に評価指標による点検、主要施策の設定については、これまでの一般的なマスタープランが具体の施策と連動していなかったこともあり、新たに盛り込んでもらいました。こうした視点はこれから非常に大事になってくるものと思います。

●司 会

ありがとうございました。それでは、喜多土木部長より閉会のご挨拶を申し上げます。

●部 長

本日は長時間に渡りまして慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。本日、事務局が用意しました事案については以上でございます。

それでは以上をもちまして、令和元年度第1回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議 長

又村 一夫



署名委員

竹本 敏晴



署名委員

谷田 好子

